

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 6 月 23 日

独立行政法人 医薬基盤研究所

理 事 長 山 西 弘 一 殿

監査法人トーマツ

| | | |
|-------------------|---------------|---|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 酒 井 清 | 印 |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 牧 野 康 幸 | 印 |

当監査法人は、独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の連結財務諸表、すなわち、承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、及び勘定別連結附属明細書からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人は、上記の承継勘定に係る勘定別連結財務諸表及び法人単位連結財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人医薬基盤研究所及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上